



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 2 月 3 日 (月曜日) 第 77 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1

○民有林の保安林の指定通知の宛先人不明について…………… (自然環境課) 2

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について…………… (自然環境課) 2
○土地収用法に基づく土地の立入り許可 (2件) (用地対策課) 2
○道路の区域の変更 (12件) …………… (道路保全課) 2
○道路の供用の開始 (6件) …………… (“) 5
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 6
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 6

公 告

○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 6
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 7

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 2 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (平成 28 年宮崎県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(知事が定める図書)	(知事が定める図書)
第 3 条 省令第 12 条第 1 項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。	第 3 条 省令第 12 条第 1 項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
(1) 付近見取図、配置図、立面図並びに建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算書の根拠を示す資料
(2) [略]	(2) [略]
2 省令第 12 条第 3 項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。	2 省令第 12 条第 4 項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。
(1) 技術的審査適合証を提出する場合にあっては、建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料	(1) 前項第 2 号に掲げる図書として技術的審査適合証を提出する場合にあっては、省令第 13 条の 2 第 3 項の表に掲げる図書以外の図書
(2) [略]	(2) [略]
3 省令第 23 条第 1 項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。	3 省令第 23 条第 1 項及び第 24 条の 3 第 2 項第 1 号の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
4 [略]	4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 51 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (

平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300884	指定生活介護事業所 茶屋	延岡市北一ヶ岡4丁目10番4号	特定非営利活動法人いきいき会	東臼杵郡門川町須賀崎4丁目48番地	令和2年2月1日	生活介護

宮崎県告示第52号

民有林の保安林の指定（令和2年宮崎県告示第15号）に係る保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
木元善被
- 2 通知の要旨
(1) 保安林として指定したこと。
(2) 指定に係る保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和2年宮崎県告示第15号によること。

宮崎県告示第53号

保安林の指定施業要件の変更（令和2年宮崎県告示第16号）に係る保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
木元善被
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第16号によること。

宮崎県告示第54号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により次のとおり土地立入りの許可をした。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称
九州電力株式会社
- 2 事業の種類
電気事業（特別高圧送電線路6万6千ボルト都農分岐線増強及び関連工事）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県日向市大字財光寺字木原、大字平岩字岩淵、字岡、字岡ノ奥、字神楽ノ口、字カジャケ平、字カナチ藪、字加原、字金ヶ

浜、字クイノス、字コウ地、字サカイ川、字坂元、字下向エ、字清水ノ元、字下高鳥、字タキシタ、字谷口、字土々呂ノ元、字中島、字ナガツ、字中高鳥、字中ノ別府、字西ウタ、字西鳥越、字西ノ河、字二反田、字登り立、字橋ノ口、字東ウタ、字東鳥越、字樋ノ口、字平尾、字深田、字馬込、字馬込奥、字ミコノ子、字本村、字山ヶ田、字ヨリアゲ、大字幸脇字樋峠、字樋峠谷、字井良津、字岡ノ鼻、字表潟、字桐野陣、字幸木、字西越、字西境川、字東境川、字宮田、美々津町字麻附、字上ノ瀬、字上百町原、字内場、字落鹿、字風原、字九日田、字草刈、字腰越、字下百町原、字高松、字田久保、字竹ノ内、字田代ヶ原、字天神原、字天神面、字富之塚、字中別府、字西別府、字橋之本、字原口、字房ノ下、字本行房、字前田、字前ノ原、字三月田、字美山ヶ辻、字柳田、東郷町山陰甲字落鹿、字寺迫、字日平、字向ヲ原、字山ノ口

宮崎県児湯郡都農町大字川北字岩山出口、字上助代、字上中河原、字後牟田、字岡田、字柿木迫、字鍛冶屋敷、字神ノ木戸、字川原田、字旧牧跡、字久次牟田、字京塚、字口ノ坪、字黒石、字心見大還上、字境ヶ谷、字境谷、字師匠田、字下中河原、字霜原、字白石、字白水、字龍ヶ平、字谷川堤下、字都農新町、字寺迫、字寺迫北原、字鳥屋野、字中河原、字長野下肥、字長野前田、字中村、字春田、字藤見、字又猪野、字又猪野原、字道籠、字宮川、字宮ノ尾、字山末大原、字湯ノ本、字海代、字尾ノ下、字鹿牟田、字北川田

4 立ち入ろうとする期間

令和2年2月3日から令和3年2月2日まで

宮崎県告示第55号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により次のとおり土地立入りの許可をした。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称
九州電力株式会社
- 2 事業の種類
電気事業（特別高圧送電線路11万ボルト新日向西分岐線新設及び関連工事）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県日向市大字塩見字小原葛籠谷、字檜木大平、字西横尾、字横尾ノ谷、字上内平、字原田、字山田越、大字富高字黒象、字池田原
- 4 立ち入ろうとする期間
令和2年2月3日から令和3年2月2日まで

宮崎県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	宮崎市佐土原町下那珂字深廻 134	旧	19.7～ 75.8	612.1
			59番 1 から同市同町下那珂字土器田 12800番 65まで	新	19.7～ 75.8	612.1

宮崎県告示第57号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2110林班い小班から同市須木中原柚園国有林2110林班い小班まで	旧	7.1～ 14.7	35.6
				新	12.5～ 24.3	35.6

宮崎県告示第58号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2110林班い小班か	旧	8.4～ 25.9	167.0
				新	18.0～	167.0

			ら同市須木中原柚園国有林2110林班は小班まで		30.4	
--	--	--	-------------------------	--	------	--

宮崎県告示第59号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2111林班い小班から同市須木中原柚園国有林2111林班い小班まで	旧	6.6～ 8.2	108.5
				新	7.0～ 39.5	108.5

宮崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2112林班と小班から同市須木中原柚園国有林2112林班と小班まで	旧	4.9～ 25.7	27.0
				新	11.1～ 31.8	27.0

宮崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班ま で	旧	5.2～ 49.4	90.6
				新	7.3～ 49.4	90.6

宮崎県告示第62号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班ま で	旧	20.0～ 51.8	263.5
				新	20.0～ 57.8	263.5

宮崎県告示第63号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国	旧	2.9～ 7.8	192.6

			有林2131林 班の小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班ま で	新	14.0～ 26.0	192.6
--	--	--	---	---	---------------	-------

宮崎県告示第64号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字 大納字宮田 2985番 1 から 串間市大字 市木字吹 切16番 1 地 先まで	旧	7.1～ 226.0	4,280 .6
				新	7.1～ 226.0	4,280 .6
					10.2～ 62.5	3,106 .6

宮崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納字白 砂坂甲1991 番 1 から同 市同町加納 同字甲2018 番 5 まで	旧	8.7～ 8.8	48.9
				新	11.7～ 13.5	48.9

宮崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字浦字叶口 1542番9地 先から同市 同大字同字 1522番11地 先まで	旧	17.8～ 5.2	22.0
				新	17.8～ 5.2	10.5

宮崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 内山字神ノ 原4964番72 地先から同 市須木内山 同字4964番 72地先まで	旧	34.2～ 36.5	13.4
				新	38.6～ 47.6	13.4

宮崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2110林 班い小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2110林	令和 2 年 2 月 3 日

班い小班ま
で

宮崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2110林 班い小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2110林 班は小班ま で	令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2112林 班と小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2112林 班と小班ま で	令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 2 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2131林 班は小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2131林 班と小班ま で	令和2年2月3日

宮崎県告示第72号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
368	県道	勢田木 崎線	宮崎市大字 熊野字正連 寺 645番2 から同市同 大字同字 6 37番1まで	令和2年2月3日

宮崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 内山字神ノ 原4964番72 地先から同 市須木内山 同字4964番 72地先まで	令和2年2月3日

宮崎県告示第74号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年2月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字大納字宮田2985番1から串間市大字市木字吹切16番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年2月18日

宮崎県告示第75号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称

二級河川石崎川水系石崎川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年2月3日

3 廃川敷地等の位置

(1) 宮崎市佐土原町東上那珂字花立8503番2の一部

(2) 宮崎市佐土原町東上那珂字花立8504番3の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 土地 69.90㎡

(2) 土地 41.71㎡

公 告

保安林の令和2年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	607.40
北川	土砂流出防備保安林	92.91
北川	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,162.39
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	154.08
五ヶ瀬川	干害防備保安林	13.79
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,040.17
五十鈴川	土砂流出防備保安林	22.87
五十鈴川	干害防備保安林	21.90
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,018.31
耳川	土砂流出防備保安林	123.39
耳川	干害防備保安林	0.69
小丸川上流	水源かん養保安林	270.25
小丸川上流	土砂流出防備保安林	23.97
一ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,791.26
一ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	117.32
一ヶ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ヶ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	945.91
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.19
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	665.94
川内川上流	土砂流出防備保安林	68.56
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	20.00
大淀川本流	水源かん養保安林	1,307.91
大淀川本流	土砂流出防備保安林	162.18
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.13
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,646.07
本庄川	土砂流出防備保安林	12.22
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	1.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,247.63
大淀川中流	土砂流出防備保安林	58.13
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	1,011.37
広渡川	土砂流出防備保安林	148.64
広渡川	干害防備保安林	1.68
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	341.80
福島川	土砂流出防備保安林	15.58
福島川	干害防備保安林	3.88

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、中山・花見地区2換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和2年2月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

--	--